

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

IPOに関する上場制度等の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年3月13日から施行します。（ただし、「呼値に関する規則」については、本年6月26日から施行します。）詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、現在、政府における「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（2022年6月7日閣議決定）等に掲げられた事項をはじめ、スタートアップの育成のための様々な施策が進められており、また、日本証券業協会において公開価格設定プロセス等に係る見直しの検討が行われています。市場開設者である本所においても、新規上場プロセスの円滑化を図り、新規上場を目指すスタートアップのニーズの多様化等に対応するため、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

I. 改正概要

1. 新規上場プロセスの円滑化

(1) 新規上場申請書類

a. 監査報告書

新規上場申請者が「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に添付する監査報告書に関しては、上場承認時まで提出すれば足りるものとします。

・有価証券上場規程
第2条第7項～第9項

b. 組織再編時の財務情報

本則市場への新規上場申請者が、最近2年間又は新規上場申請日の属する事業年度において、組織再編行為等（合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化・非子会社化、会社分割又は事業譲受け・譲渡）を行っている場合には、その対象となる会社又は事業について、重要性に応じて財務情報の提出を求めるものとします。

・有価証券上場規程
に関する取扱い要領
2. (4) d

(2) 形式要件

a. 事業継続年数

株式会社として継続的に事業活動をしている期間を審査対象とし、取締役会を設置してからの経過年数は問わない

・株券上場審査基準
第4条第1項第4号
及び同基準第6条第

b. 上場時価総額

公募又は売出しを行う場合においては、有価証券届出書に記載される想定価格に代えて、価格決定日に決定された公募又は売出しの価格に基づき算定された金額を審査対象とするものとします。

(3) 上場審査

新規上場申請者は、定時株主総会の到来（決算の確定）にかかわらず、新規上場申請日から1年の間は、改めて新規上場申請を行わず上場審査を継続できるものとします。

(4) 初值形成

直接上場銘柄の上場日の売買において成行売呼値及び成行買呼値を禁止するものとします。

2. ダイレクトリスティングの導入

アンビシャスへの新規上場申請者は、新規上場時において時価総額が250億円以上となることが見込まれる場合であって、流通株式数1,000単位以上かつ流通株式比率5%以上となることが見込まれる場合には、新規上場に際して公募等（公募又は売出し）の実施を求めないものとします。

3. 債務超過に関する上場廃止基準の見直し

アンビシャス上場会社が、事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、時価総額が100億円以上である場合（当該状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失によると本所が認めた場合に限る。）であって、債務超過解消に向けた計画を適切に開示しているときには、当該計画の計画期間に基づき猶予期間を設定するものとします。

4. その他

- ・国内の他の金融商品取引所に上場されている会社がアンビシヤスに上場する場合、公募等の実施を求めないものとします。
- ・新規上場申請者又は代表者の変更がある上場会社に提出を求めている「取引所規則の遵守に関する確認書」について提出を要しないこととします。

1項第2号の2

・株券上場審査基準
の取扱い2. (3)

・有価証券上場規程
第2条第3項

・呼値に関する規則
第7条

・株券上場審査基準
第6条第1項第1号

・株券上場廃止基準
の取扱い 2. (4)

・株券上場審査基準
第6条第1項第1号
・有価証券上場規程
第6条の4及び上場
有価証券の発行者の
会社情報の適時開示
等に関する規則の取
扱い5. (3)

- ・その他所要の改正を行います。

Ⅱ．施行日

- ・ 2023年3月16日から実施します。
- ・ 1．（１）及び（２）並びに２．に関しては、施行日以後に上場申請等を行う会社から適用します。
- ・ 1．（３）に関しては、施行日時点で上場申請等を行っている会社から適用します。
 - ・ 3．に関しては、施行日以後に終了する事業年度の末日において、基準に適合していない会社（当該基準に係る猶予期間にある会社を含みます。）から適用します。
- ・ 1．（４）に関しては、2023年6月26日から施行し、施行日以後に新規上場を行う銘柄から適用します。

以 上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	9
3. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	1 2
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 3
5. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 4
6. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	1 5
7. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	1 6
8. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	1 7
9. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	1 8
10. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	3 8
11. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	5 1
12. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5 7
13. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5 9
14. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	6 0
15. 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	6 3
16. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	6 6
17. 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	6 7
18. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	6 9

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(申請による上場) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 前3項の規定は、国債証券及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</u> (新規上場申請手続) 第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。 (1)～(7) (略) (削る) 2～5 (略) 6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。 (1) <u>基準事業年度(第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。)の末日の翌日以後3か月を経過した後となる場合</u> 当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であ	(申請による上場) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前2項の規定は、国債証券及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。</u> (新規上場申請手続) 第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日</u> 2～5 (略) 6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。 (1) <u>新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合</u> 当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内

るときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 事業年度の末日の翌日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(4) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。

(1)～(3) (略)

8 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、前項に規定する

閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(4) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(1)～(3) (略)

8 新規上場申請者は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定によ

監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付し、提出するものとする。

10～12 （略）

（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第4条の2 （略）

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の2第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える

- 3 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 （略）

5 （略）

（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合）

り提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

- 9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所が定める財務計算に関する書類について、本所が定めるところにより公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を添付するものとする。

10～12 （略）

（本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第4条の2 （略）

（新設）

- 2 前項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 （略）

4 （略）

（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合）

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券のアンビシャスへの上場申請を行うことができるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) (略)

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の3第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える。

3 第1項の規定によりアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほかに、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

4 (略)

5 (略)

（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第4条の4 (略)

2 (略)

3 第11条の4第3項の規定は、第1項の規定により上場市場の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第11条の4第3項中「第1項の規定により上場市場の変更申請」とあるのは「第4条の4第1項の規定により上場市場の変更申請」と読み替える。

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券のアンビシャスへの上場申請を行うことができるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) (略)

(新設)

2 前項の規定によりアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほかに、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

3 (略)

4 (略)

（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）

第4条の4 (略)

2 (略)

(新設)

4 (略)

5 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用については、同項中「第4条第1項」とあるのは「有価証券上場規程第4条の2第5項の規定により読み替えて適用する第4条第1項」とする。

(削る)

(上場審査料)

第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、第3条第10項の規定に基づく新規上場申請者及び第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、予備申請日から起算して1年以内に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(予備申請)

第6条の2 株券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）は、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請（予備的申請「予備申請」という。）を行うことができる。

3 (略)

4 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用については、同項中「第4条第1項」とあるのは「第4条の2第4項の規定により読み替えて適用する第4条第1項」とする。

5 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。

(上場審査料)

第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、第3条第10項の規定に基づく新規上場申請者及び第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日の属する事業年度に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(予備申請)

第6条の2 株券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、上場申請の予備的申請

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第6条の2第1項の規定により予備申請が行われた日」と、「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請及び当該予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた上場申請」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

4 (略)

5 (略)

(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(削る)

(削る)

(以下「予備申請」という。)を行うことができる。
(新設)

2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 (略)

4 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(新株券等の上場申請手続)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 上場株券と異なる種類の株券又は新株予約権証券の上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 最近2年間(「最近」の計算は、基準事業年度(直近で提出した有価証券報告書等が対象とする事業年度をいう。)の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。

b 直前の四半期会計期間又は事業年度(直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。)の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

(上場市場の変更)

第11条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により上場市場の変更申請が行われた日から起算して1年以内に上場市場の変更が行われなかった場合には、当該上場市場の変更申請は効力を失うものとする。

(新株券等の上場申請手続)

第8条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと(コミットメント型の場合を除く。)

a 最近2年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。

b 上場申請日の直前事業年度又は直前四半期会計期間の末日において債務超過であること。

(4) (略)

2 (略)

(上場市場の変更)

第11条の4 (略)

2 (略)

(新設)

<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)
付 則 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日から起算して1年前より後において予備申請を行っている者について、改正後の第2条及び第6条の2の規定を適用することが適当でないと本所が認める場合は、なお従前の例による。	

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査基準) 第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 事業継続年数 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から<u>株式会社として継続的に事業活動をしていること。</u> (5) (略) (6) 利益の額 最近1年間(「最近」の計算は、<u>基準事業年度(有価証券上場規程第3条第2項第4号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が、5,000万円以上であること。 (7)～(11) (略) 2・3 (略) (アンビシャスへの上場審査基準) 第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。 (1) 株主数等 a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、<u>次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(a) 上場日における上場時価総額が2</u>	(上場審査基準) 第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 事業継続年数 上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から<u>取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること。</u> (5) (略) (6) 利益の額 最近1年間(「最近」の計算は、<u>上場申請日の直前事業年度の末日</u>を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が、5,000万円以上であること。 (7)～(11) (略) 2・3 (略) (アンビシャスへの上場審査基準) 第6条 前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第3条第2項第7号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。 (1) 株主数等 a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、<u>新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業の承継する会社であって、当該人的分割前に上場申請が行われ、かつ、</u>

50億円以上となる見込みがあり、かつ、株券上場廃止基準第2条第1項第2号に該当しないこととなる見込みのある場合

(b) 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合

(c) 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である場合

b (略)

(2) (略)

(2)の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること。

(3) 利益の額

基準事業年度の営業利益の額が正であること。ただし、基準事業年度の営業利益が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。この場合、新規上場申請者は「上場申請のための有価証券報告書Ⅰの部」のリスク情報に営業損失となっている理由、今後の見通しなど、本所が適当と認める事項を記載するものとする。

(4)・(5) (略)

2 (略)

上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2) (略)

(2)の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること。

(3) 利益の額

上場申請日の直前事業年度の営業利益の額が正であること。ただし、直前事業年度の営業利益が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。この場合、新規上場申請者は「上場申請のための有価証券報告書Ⅰの部」のリスク情報に営業損失となっている理由、今後の見通しなど、本所が適当と認める事項を記載するものとする。

(4)・(5) (略)

2 (略)

1 この改正規定は、令和５年３月１３日から施行する。 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に上場申請（予備申請を含む。）又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。	
--	--

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止基準) 第2条 上場銘柄（アンビシヤス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)～(11) (略) (12) 上場契約違反等 次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合 a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第11条の4 <u>第4項</u>の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合 b (略) 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場廃止基準) 第2条 上場銘柄（アンビシヤス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 (1)～(11) (略) (12) 上場契約違反等 次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合 a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第11条の4 <u>第3項</u>の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合 b (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u> 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</u>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度(「最近」の計算は、<u>上場予定日の直前事業年度(ただし、本所が適当と認める場合は、その前の事業年度)の末日を起算日としてさかのぼる。</u>)の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。 3 (略) 4 <u>第3項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> 5 <u>第3項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。 6 (略) 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 債券の上場を申請しようとする者が、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者である場合は、前項各号に掲げる書類のほか、最近3事業年度の経理の状況を記載した書類を提出するものとする。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。 3 (略) (新設) 4 <u>前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)</u>については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。 5 (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。</u> <u>4 第2項</u>の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(上場申請) 第2条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前項</u>の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(成行呼値等の禁止) 第7条 本所は、<u>直接上場銘柄の初値の決定日まで、成行呼値等を禁止することができる。</u> <u>2 本所は、前項のほか、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。</u> 付 則 この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。	(成行呼値の禁止) 第7条 本所は、<u>売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。</u> (新設)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(株券上場廃止基準の取扱い1.(5) aに定める状態(株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(5) d</u>を除く)をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。 (5) ～ (9) (略) 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(株券上場廃止基準の取扱い1.(5) aに定める状態(株券上場廃止基準の取扱い<u>1.(5) eの(a)及び(b)</u>を除く)をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。 (5) ～ (9) (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaから<u>d</u>までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a・b （略） bの2 最近2年間（「最近」の計算は、<u>基準事業年度（この2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）</u>の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（<u>基準事業年度</u>を除く。）又は連結会計年度（<u>基準連結会計年度（この2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。以下同じ。）</u>を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務	2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaから<u>e</u>までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a・b （略） bの2 最近2年間（「最近」の計算は、<u>新規上場申請日の直前事業年度の末日</u>を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（<u>直前事業年度</u>を除く。）又は連結会計年度（<u>直前連結会計年度</u>を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

諸表を添付するものとする。

c (略)

(削る)

c (略)

d 新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。以下この d 及び次の d の 2 において同じ。）が最近 1 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a 及び b の規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に当該（a）又は（b）に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該（a）又は（b）に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

（a） 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号に該当する合併を除く。（4）f 及び g の（a）並びに 10. a において同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。（4）f 及び g の（a）において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、

(削る)

法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) 子会社化 (他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。) 又は非子会社化 (他の会社の親会社 (財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。以下同じ。)) でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等 (連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

d の 2 新規上場申請者が、最近 2 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合 (当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。) 又は持株会社 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 第 9 条第 5 項第 1 号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。) になった場合 (他の会社 に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。) には、「上場申請のための有価証券報告書 (I の部)」のうち当該合併以前の期間

d (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 (略)

d 新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このdにおいて同じ。）が基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合であって、組織再編対象会社等が次の（a）から（c）までのいずれかに該当するときは、組織再編対象会社等に係る当該（a）から（c）までに掲げる書類（2.（1）に定める「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの

又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

（注） d及びdの2の規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併より解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

e (略)

(2)・(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。）若しくは損益計算書又は四半期連結

その他の本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

(a) 組織再編主体会社等(新規上場申請者(新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この(a)及び(b)において同じ。))による組織再編行為等(合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡をいうものとする。以下同じ。))の対象となる会社又は事業(以下「組織再編対象会社等」という。))のうち、新規上場申請者よりも規模の大きいもの(複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいものをいう。))をいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいう。この場合において、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定する((c)において同じ。))。(会社を対象に組織再編行為等が行われる場合に限る。))

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

(b) 組織再編主体会社等(前(a)に掲げる場合を除く。))

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務計算に関する書類(当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。))

損益計算書等(四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。))若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。))

(2.(1)dの2の規定により「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されるものを除く。))

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、本所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(c) 組織再編に重要な影響を与える会社等（組織再編対象会社等のうち、その規模が新規上場申請者の規模の過半となるものをいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいう。）

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務情報の概要について記載した書類

dの2からgまで 削除

dの2 新規上場申請者が会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e 新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

eの2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類 各2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e の 3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近 2 年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各 2 部

f 新規上場申請者又はその子会社が最近 2 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 各 2 部

g 新規上場申請者が、最近 1 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）から（d）までに掲げる行為（（a）、（b）及び（d）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）のいずれかを行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には、当該（a）から（d）までに定める書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 2 部

（a） 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

（b） 会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。10. a において同

じ。)

イ 会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（会社分割等の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 会社分割により承継される事業の概況及び会社分割の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。10. aにおいて同じ。）

イ 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) d から g までの規定については、本所が必要と認める場合には、新

h～m (略)

mの2 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事会員が作成した次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 上場申請に係る株券の評価額について記載した書類

(b) 上場申請に係る株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

n～nの5 (略)

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a) (略)

(b) 最近2事業年度(「最近」の計算は、基準事業年度(2.(1)に定める「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)における連結子会社に関する決算報告書

(削る)

(削る)

p (略)

規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

h～m (略)

mの2 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(新設)

(新設)

n～nの5 (略)

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a) (略)

(b) 最近2年間における連結子会社に関する決算報告書

(c) 最近1年間に合併を行っている場合には、当該期間内に終了する事業年度における被合併会社の財務諸表等(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

(d) 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

p (略)

(削る)

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2.(1)aからdまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社

(5) (1)d及び(4)gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2.(2)aからeまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の直前事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d (略)

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社

でない場合は、当該上場会社の基準事業年度における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d （略）

4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

（1）～（2） （略）

（3） 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類というものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 基準事業年度の末日の翌日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し
開催後遅滞なく

b （略）

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

b （略）

でない場合は、当該上場会社の直前事業年度における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d （略）

4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

（1）～（2） （略）

（3） 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類というものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し
開催後遅滞なく

b （略）

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

（1）・（2） （略）

（3） 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2.（1）dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

b （略）

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(4) dの(a)に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) (略)

7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(1) dに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載される財務諸表等のうち2.(1) dの2に規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.(4) fに規定する書類(2.(4) fに規定する書類にあつては、合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理

(削る)

(2) 2. (4) d の (b) 並びに 3. (2) c 及び (3) c に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(削る)

(削る)

的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 2. (4) d に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(3) 2. (4) d の 2 並びに 3. (2) c 及び (3) c に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

(4) 2. (4) e 及び e の 3 に規定する書類
法第 193 条の 2 の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(5) 2. (4) e の 2 又は g の (b) イ 若しくは同 (d) イ に規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準

に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係
- (1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a (略)
- b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.（1）bの2の規定により添付される書類を含む。）
- (2) (略)
- (3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a～c (略)
- d 2.（4）dに規定する書類（7. の規定により添付される書類を含む。）
- dの2～f (略)

10. 第4条（申請の不受理）関係
- 新規上場申請者が次の（1）又は（2）に該当する場合には、上場申請を受け付けられないものとする。
- （1） 上場申請日以後、基準事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係
- (1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a (略)
- b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.（1）bの2若しくはdの規定により添付される書類を含む。）
- (2) (略)
- (3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a～c (略)
- d 2.（4）d から g までに規定する書類（前7. の2の規定により添付される書類を含む。）
- dの2～f (略)

10. 第4条（申請の不受理）関係
- 新規上場申請者が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けられないものとする。
- a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項

1号に該当する合併を除く。)、会社分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。)、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。)を行う予定のある場合(合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合(上場日以前に行う予定のある場合を除く。)

10. の2 第4条の2(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)関係

(1)～(4) (略)

(5) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.の規定の適用については、2.(2) a (b)、(c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項2.(2) c (a)

第1号に該当する合併を除く。)、会社分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。)、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。)を行う予定のある場合(合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合(上場日以前に行う予定のある場合を除く。)

10. の2 第4条の2(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)関係

(1)～(4) (略)

(5) 第1項の規程の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.の規定の適用については、2.(2) a (b)、(c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項2.(2) c (a)

及び2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。

(6)・(7) (略)

10. の3 第4条の3 (アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a～c (略)

(3)～(5) (略)

10. の4 第4条の4 (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第4項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a・b (略)

(3)・(4) (略)

11. 第5条 (上場審査料) 関係

(1) 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。

a (略)

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(2) (略)

11. の3 第6条の4 (上場申請のための有価

及び2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。

(6)・(7) (略)

10. の3 第4条の3 (アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a～c (略)

(3)～(5) (略)

10. の4 第4条の4 (上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) (略)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

a・b (略)

(3)・(4) (略)

11. 第5条 (上場審査料) 関係

(1) 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。

a (略)

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日(予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(2) (略)

11. の3 第6条の4 (取引所規則の遵守に関

証券報告書等の適正性に関する確認書 関係
(削る)

(1) (略)

(2) (略)

14. の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場)
関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6) a
から e まで及び g の規定は、第1項第3号 a
に規定する利益の額について準用する。

(4)～(6) (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

2 改正後の2.(4) d 及び m の2並びに7. の
規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場
申請 (予備申請を含む。) を行う者から適用す
る。

(削る)

する確認書等 関係

(1) 第2号に規定する書面には、新規上場
申請者の代表者による署名を要するものと
する。

(2) (略)

(3) (略)

14. の2 第9条の3 (新株予約権証券の上場)
関係

(1)・(2) (略)

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6) a
から f まで及び h の規定は、第1項第3号 a
に規定する利益の額について準用する。

(4)～(6) (略)

別添 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影
響」について

2.(1) d 及び同(4) g に規定する「重要な
影響」については、I に定めるところにより、合
併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等
における総資産額、純資産の額、売上高及び利益
の額の各項目に係る影響度 (II に掲げる算式によ
り計算した割合をいう。以下同じ。) を算出して、
決定するものとする。

I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社
化又は事業の譲受け若しくは譲渡 (以下この別
添1において「合併等」という。) に係る影響度
が、いずれかの項目で50%以上である場合
は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日

の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とする。）における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

（１） 総資産額の影響度

合併主体会社以外の
合併当事会社（新規上
場申請者の子会社が
合併する場合には、当
該子会社以外の合併
当事会社）の総資産額 $\times 100(\%)$
合併主体会社（新規上
場申請者の子会社が
合併する場合には、新
規上場申請者）の総資
産額

（２） 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前（１）の算式において、総資産額とあ
るのを、純資産の額、売上高又は利益の額
とそれぞれ読み替えて計算する。

2 分割に係る影響度

（１） 総資産額の影響度

分割の対象となった
部門等における総資
産額に相当すると認
められる額 $\times 100(\%)$
分割前の新規上場申
請者の総資産額

（２） 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前（１）の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

（１） 純資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となった資産額に相当すると認められる額

事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請

（２） 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前（１）の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

（１） 総資産額の影響度

子会社となった会社又

は子会社でなくなった

会社の総資産額

子会社化又は非子会社 $\times 100(\%)$

化前の新規上場申請者

の総資産額

（２） 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前（１）の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

（１） 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当時
会社（新規上場申請者の子会社
が合併する場合には、当該子会
社以外の合併当時会社）の総資
産額、分割により承継する部門
等における総資産額に相当す

ると認められる額、事業の譲受
けの対象となった部門等にお
ける総資産額に相当すると認
められる額又は子会社となっ
た会社の総資産額

×100

<u>合併主体会 社（新規上 場申請者の 子会社が合 併する場合 には、新規 上場申請者 ）又は新 規上場申請 者の総資産 額</u>	二	<u>分割により 承継させる 部門等にお ける総資産 額に相当す ると認めら れる額、事 業の譲渡の 対象となっ た部門等 における総資 産額に相当 すると認め られる額又 は子会社で なくなった 会社の総資 産額</u>
---	---	---

（２） 純資産の額、売上高及び利益の額の
影響度

前（１）の算式において、総資産額とあ
るのを、純資産の額、売上高又は利益の額
とそれぞれ読み替えて計算する。

（注） 事業を承継させる分割、事業の譲
渡又は非子会社化に係る影響度は、

３．又は前４．の算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分
割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた
場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業
の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の
影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資
産の額、売上高又は利益の額について、各項目
ごとにそれぞれ合算した額をもって計算する
ものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者 (a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (b) (略) b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者 上場申請に係る公募又は売出しの価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (4) 事業継続年数 a (略) b 第4号において、新規上場申請者（<u>新規上場申請者の子会社その他の本所が新規</u>	2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場時価総額 第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。 a 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者 (a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合 当該公募又は売出しの<u>見込み</u>価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。）のいずれか低い価格に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (b) (略) b 前aに規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者 上場申請に係る公募又は売出しの<u>見込み</u>価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）に上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額 (4) 事業継続年数 a (略) b 第4号において、新規上場申請者<u>が過去に合併を行っている場合若しくは持株会</u>

上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このbにおいて同じ。）が過去に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。以下このbにおいて同じ。）を行っている場合には、組織再編主体会社等における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このbの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

- c 第4号において、新規上場申請者が上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(削る)

(5) 純資産の額

- a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

社又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、合併主体会社、当該持株会社若しくは外国持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

- c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継される又は譲渡されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

- d 新規上場申請者（b及び前cに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）がb及び前cに規定する行為を重ねて行っている場合については、b及び前cの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(5) 純資産の額

- a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された基準事業年度の末日における純資産の額

b～d (略)

(削る)

e a (a) において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このeにおいて同じ。）が同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めると

(a) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合

直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額

b～d (略)

e a (a) において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

e の2 a (b) において、新規上場申請者又はその子会社が上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

きにおいては、有価証券上場規程取扱い要領2.(4)dの規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額(aから前dまでの規定に基づき算定される純資産の額をいう。)又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このeの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

f a (a)において、新規上場申請者が同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定

(a) 合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)

合併主体会社

(b) 株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)

株式交換主体会社

f a (a)において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資

される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(削る)

g a (a)において、新規上場申請者が、同(a)に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

h bから前iまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規

産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

h 新規上場申請者（eから前gまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後においてeから前gまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、eから前gまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i 新規上場申請者が、上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

j bから前iまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規

則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

a～d (略)

e 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このeにおいて同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）dの規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の利益の額（aから前dまでの規定に基づき算定される利益の額をいう。）又はこれに相当する額に

則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

a～d (略)

e 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

ついて審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このeの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。

(削る)

(削る)

eの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間である場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

eの3 第6号において、新規上場申請者（新規申請者がeの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書

(削る)

f 第6号において、新規上場申請者が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分別として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

f 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がeの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（4）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がeの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分別として掲記される社員配当準備金を費用とみなすも

(削る)

g 新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の

のとする。

h 新規上場申請者（eから前gまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてeから前gまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、eから前gまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(新設)

作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e 第7号において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このeにおいて同じ。）が、審査対象期間の初日以後において組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、当該組織再編行為等を行う前の期間については、組織再編主体会社等の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e 第7号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査

(削る)

(削る)

(8) ～ (11) (略)

3. 第4条(上場審査基準)第2項関係

(1) ～ (3) (略)

(4) 第3号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3.(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に

対象とするものとする。

f 第7号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)又は株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8) ～ (11) (略)

3. 第4条(上場審査基準)第2項関係

(1) ～ (3) (略)

(4) 第3号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3.(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に

係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この（４）において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）

第1項関係

（１）株主数等

a～d （略）

（削除）

（２） （略）

（２）の２ 事業継続年数

2.（４）の規定は、第2号の2の場合に準用する。

（３） （略）

（４） 虚偽記載又は不適正意見等

係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この（４）において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

5. 第6条（アンビシャスへの上場審査基準）

第1項関係

（１）株主数等

a～d （略）

f 第1号aただし書に規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により事業を承継させる上場会社の株主に交付される新規上場申請者の株式（1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。）をいうものとする。

（２） （略）

（２）の２ 事業継続年数

a 第2号の2において、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、当該分割により承継する事業に関する活動について審査対象とするものとする。

b 2.（４）bからdまでの規定は、第2号の2の場合に準用する。

（３） （略）

（４） 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の2.（（4）から（7）までの規定については、組織再編行為等を行った場合の取扱いに係る部分に限る。）の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。

a (略)

b 第4号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第6条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当て等について、必要な事項を定める。 (上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等) 第3条の9 (略) 2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の5、第3条の7、第3条の<u>12</u>第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の<u>13</u>第2項（公表に係る部分に限る。）第5条、第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は、適用しない。 <u>(公募又は売出しを行わない場合の取扱い)</u> 第3条の10 <u>新規上場申請者（法第24条第3項の規定の適用を受ける者に限る。）は、新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、本所が当該上場申請に係る株券の上場を承認する日までに、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書（公認会計士による監査証明に相当する証明に係る監査報告書を含む。）を</u>	(目的) 第1条 この規則は、新規上場申請者<u>（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。）</u>の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第6条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当て等について、必要な事項を定める。 (上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等) 第3条の9 (略) 2 新規上場申請者及び元引受会員が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の5、第3条の7、第3条の<u>11</u>第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の<u>12</u>第2項（公表に係る部分に限る。）第5条、第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は、適用しない。 (新設)

添付した有価証券報告書を、内閣総理大臣等に対して提出するものとする。

2 新規上場申請者（国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の適用を受ける者を除く。）は、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、上場することとなる日の1週間前の日までに、新規上場申請者の幹事会員が作成した上場申請に係る株券の流通参考値段（本所が当該上場申請に係る株券の初値決定前における最初の特別気配値段を定めるにあたり参考となる価格をいう。）について記載した書類を提出するものとする。

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の11 本所は、次の各号に掲げる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

（1） 第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の15第3項の規定により元引受会員が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受会員がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合

（2） 前条第1項に規定する日までに、同項に規定する有価証券報告書の提出が行われない場合

（3） 前条第2項に規定する日までに、同項

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の10 本所は、第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の14第3項の規定により元引受会員が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受会員がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

<u>に規定する書類の提出が行われない場合</u> (ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定) 第3条の<u>1 2</u> (略) (公開価格に係る仮条件の決定等) 第3条の<u>1 3</u> (略) (需要状況の調査に含めてはならない需要) 第3条の<u>1 4</u> (需要状況の調査の記録の保存等) 第3条の<u>1 5</u> (略) (上場前の株式等の移動の状況に関する記載) 第15条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。以下同じ。)が、<u>基準事業年度(有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)</u>の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場している場合は、この限りでない。 (第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制) 第17条 新規上場申請者が、<u>基準事業年度の末</u>	(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定) 第3条の<u>1 1</u> (略) (公開価格に係る仮条件の決定等) 第3条の<u>1 2</u> (略) (需要状況の調査に含めてはならない需要) 第3条の<u>1 3</u> (需要状況の調査の記録の保存等) 第3条の<u>1 4</u> (略) (上場前の株式等の移動の状況に関する記載) 第15条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。以下同じ。)が、<u>上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)</u>を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場している場合は、この限りでない。 (第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制) 第17条 新規上場申請者が、<u>上場申請日の直前</u>
--	--

日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、基準事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書類が本所に提出されている新株予約権(当該確約が行われて

事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書類が本所に提出されている新株予約権(当該

いる部分に限る。)については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、基準事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（基準事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第17条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、基準事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式

確約が行われている部分に限る。)については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による株式又は新株予約権の交付（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、第17条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書類を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等

等の割当ての状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の第3条の10の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

による募集株式等の割当ての状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(規定の適用を受けない者) 第1条の2 <u>上場前公募等規則第3条から第3条の9まで及び第3条の11(第1項に掲げる場合に限る。)</u>の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。 (1) <u>国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者</u> (2) <u>外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者</u> (3) <u>株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</u> (4) <u>上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社(当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)</u>であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の新規上場申請者 (不適正な上場前の公募等に対する措置) 第1条の9 <u>上場前公募等規則第3条の11</u>に規定する「その他必要な措置」には、同第3条の4第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。 (需要状況の調査の記録の提出方法) 第1条の10 <u>上場前公募等規則第3条の15</u>第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属	(これらに準じる者の定義) 第1条の2 <u>上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</u> (1) <u>株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</u> (2) <u>本邦以外の地域の金融商品取引所又は組織された店頭市場(以下「外国の金融商品取引所等」という。)</u>において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者 (3) <u>上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)</u>であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者 (不適正な上場前の公募等に対する措置) 第1条の9 <u>上場前公募等規則第3条の10</u>に規定する「その他必要な措置」には、同第3条の4第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。 (需要状況の調査の記録の提出方法) 第1条の10 <u>上場前公募等規則第3条の14</u>第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属

する者を対象として記載するものとする。 付 則 この改正規定は、令和５年３月１３日から施行する。	する者を対象として記載するものとする。
---	----------------------------

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1)・(2) (略) (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの4 (略) (削る) f～n (略) (4)～(7) (略) 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 (1)・(2) (略) (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。 a～eの4 (略) <u>eの5 第2条第1項第1号vに掲げる事項（本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。）</u> <u>本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u> <u>異動後直ちに</u> f～n (略) (4)～(7) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務	1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過 a～c (略) d 第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） e 第5号ただし書に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。 (a) (略) (b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う

超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

f dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ （略）

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）

ハ （略）

（b） （略）

（5）の2～（19） （略）

2. 第2条の2（アンビシャスの上場廃止基準） 第1項関係

（1）～（3） （略）

（4） 上場会社が債務超過の状態となった場合において、債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月の平均上場時価総額が100億円以上であって、かつ、債務超過の状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失

ことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

f dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書類に基づき行うものとする。

（a） 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ （略）

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。）

ハ （略）

（b） （略）

（5）の2～（19） （略）

2. 第2条の2（アンビシャスの上場廃止基準） 第1項関係

（1）～（3） （略）

（新設）

によると本所が認めたときにおける第3号の規定による第2条第1項第5号を適用する場合については、第2条第1項第5号中「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とあるのは「本所が適当と認める期間内に債務超過の状態でなくならなかったとき」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。
- 2 改正後の2.(4)の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度の末日において債務超過の状態となった上場会社（当該基準に係る猶予期間にある上場会社を含む。）から適用する。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 <u>（1）</u> 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） ハ・ニ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第21項に規定する	1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dからfの規定の適用については、次のとおりとする。 d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。） ハ・ニ （略） e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。 （a） （略） （b） 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。） イ （略） ロ 産競法第2条第16項に規定する

特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

- f 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又はdの（b）若しくは前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） （略）

（b） dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） （略）

（ロ） 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う

特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

- f 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又はdの（b）若しくは前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） （略）

（b） dの（b）又は前eの（b）に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの（b）については第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号eの（b）については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの（b）又は前eの（b）に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） （略）

（ロ） 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う

場合 当該再建計画が、当該手続にした がって成立したものであること証 する書面 (ハ)・(ニ) (略) ロ (略) <u>(2) 株券上場廃止基準の取扱い2.(4)の 規定は、第2条の適用を受けるアンビシャス 上場会社が発行する株券について準用する。</u> 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行 する。	場合 当該再建計画が、当該手続にした がって成立したものであること証 する書面 (ハ)・(ニ) (略) ロ (略) (新設)
--	---

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領11. 及び同 取扱い要領11. の2の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日又は予備申請日から起算して3年以 内に上場申請又は予備申請を行う場合であっ て、当該上場申請又は予備申請より前の上場申 請又は予備申請により上場に至らなかった理 由が東日本大震災に起因するものであると本 所が認めたときは、その支払いを要しないもの とする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行 する。	1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 有価証券上場規程の取扱い要領11. 及び同 取扱い要領11. の2の規定にかかわらず、上 場審査料又は予備審査料については、新規上場 申請者が当該上場申請より前に上場申請又は 予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上 場申請日（予備申請を行った場合にあっては、 <u>上場予備申請書に記載した上場申請を行おう とする日</u>）の属する事業年度の初日から起算し て3年以内に上場申請又は予備申請を行う場 合であって、当該上場申請又は予備申請より前 の上場申請又は予備申請により上場に至らな かった理由が東日本大震災に起因するもので あると本所が認めたときは、その支払いを要し ないものとする。

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の
特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 (1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 11.(1)b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は<u>予備申請日</u>から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。 (2) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17.(1)の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料については、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請（以下「変更申請」という。）を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日から起算して3年以内に変更申請を行う場合であって、当該変更申請より前の変更申請により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行	1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係 (1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 11.(1)b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（<u>予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日</u>）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。 (2) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17.(1)の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料については、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請（以下「変更申請」という。）を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に変更申請を行う場合であって、当該変更申請より前の変更申請により上場市場の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

する。	
-----	--

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
1. 第3条（上場審査基準）関係 （1） 第2号に規定する上場後継続して剰余金配当を行える見込みについては、<u>基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）</u>の末日後2か年間の予想利益及び<u>基準事業年度</u>の末日における分配可能額について審査するものとする。 （2）～（4） （略） 付 則 この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。	1. 第3条（上場審査基準）関係 （1） 第2号に規定する上場後継続して剰余金配当を行える見込みについては、<u>上場申請日の直前事業年度の末日</u>後2か年間の予想利益及び<u>上場申請日の直前事業年度の末日</u>における分配可能額について審査するものとする。 （2）～（4） （略）